

## プロジェクト研究規程

### (プロジェクト研究の目的)

第1条 日本肝胆膵外科学会（以下、本学会）は、肝胆膵外科に関する研究を推進する上で、学術的に意義があり、その成果を本学会会員が幅広く共有できるプロジェクト研究への助成を行い、広く我が国の医療福祉の向上発展に資することを旨とする。

### (プロジェクト研究の申請)

第2条 プロジェクト研究の責任者は、1) プロジェクト研究名、2) 研究期間、3) 予算概要、4) 研究組織（共同研究者氏名等）、研究内容(目的、方法、予測される結果、波及効果の見通し等)、5) 起こり得る倫理的問題の有無、等を所定の申請書類に記入し本学会事務局に提出する。なお、プロジェクト研究の責任者の名前で申請するものとする。

### (研究課題の審査)

第3条 本学会事務局は、提出のあった申請書類をプロジェクト委員会に送付し、審査を付託する。なお、プロジェクト研究の審査においては、プロジェクト委員会委員のほかに、申請のあった研究領域専門の本学会理事を2名以上含めることとし、プロジェクト委員会担当理事が同2名を指名する。プロジェクト委員会は、申請書の内容を審議し、採用が妥当な場合は、理事会に付議する。

### (プロジェクト研究の構成員)

第4条 プロジェクト研究の責任者は本学会会員とする。

### (学会からの援助)

第5条 プロジェクト研究の期間は3年間とし、1課題あたり50万円を上限として研究経費を請求できるものとする。この経費には会合費、通信費、データ解析費等が含まれる。経費の執行については、1年ごとに収支決算書に見積書・請求書・領収書の証拠書類を添付し毎年10月末までに本学会事務局を経て理事会に提出する。本学会事務局は提出された収支決算書の研究経費総額を毎年12月末までにプロジェクト研究の責任者が指定する口座宛て送金する。

### (活動の経過と成果の報告)

第6条 プロジェクト研究の責任者はプロジェクト研究最終年の10月末までにプロジェクト委員会に3年間の活動経過と成果を研究成果報告書として提出しなければならない。なお、全期間における成果を本学会機関誌 *Journal of Hepato-Biliary-Pancreatic Sciences (JHBPS)* に報告するものとするが、研究内容によってはインパクトファクター10点以上の雑誌または外科雑誌として *Annals of Surgery* に投稿する。また、著者は、原則、責任者を第一著者とし、第二著者以降は登録症例数の多い順番に氏名を記載する。異なる記載になる際は、投稿前に責任者が当該プロジェクト研究の委員長及びプロジェクト委員会担当理事の承諾を得ることとする。また、*JHBPS* および *Annals of Surgery* への投稿論文以外に、プロジェクト研究の成果に関する題材での学会発表や論文投稿をする際は、当該プロジェクトの委員長及びプロジェクト委員会担当理事の承諾を得ることとする。

### (プロジェクト研究の継続要件)

第7条 3年の研究成果報告書をプロジェクト委員会にて審査し、継続の必要性が認められた場合、最長4年間のプロジェクトが実施できる。

(プロジェクト研究の更新)

第8条 プロジェクト研究は3年の期間を念頭に行い、更新も可能とする。更新の手続きはプロジェクト研究の責任者がプロジェクト委員会に更新を依頼する。

(症例集積対象施設)

第9条 プロジェクト研究における症例集積対象施設は、高度技能専門医修練施設A、Bとする。

(データ管理)

第10条 プロジェクト研究のための症例集積のデータは、責任者が管理し、データ解析を担当するものとする。また、守秘義務契約書を交わした上で、責任者は症例集積対象施設リスト(施設名、第一連絡担当者氏名とそのEmailアドレス)を保有することができる。ただし、プロジェクト研究のための症例集積データは本学会に属するものとし、責任者および共同研究者が同プロジェクト研究以外の目的で二次使用する際は、本学会倫理委員会に申請し了承を得なければならない。

(倫理委員会への申請)

第11条 責任者は、プロジェクト研究開始の前に、責任者の所属施設での倫理委員会に申請し承認を得るものとする。

(審査員利害関係の排除)

第12条 上記第3条に記されたプロジェクト研究の審査員が、プロジェクト研究課題の責任者と同じ研究機関・部局に所属する者の関係にある場合、および申請のあったプロジェクト研究課題の共同研究者である場合には、その審査を辞退しなければならない。

(規程変更)

第13条

本規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

この規程は、平成27年6月11日から施行する。

この規程は、平成28年4月16日から一部改正の上、施行する。

この規程は、平成28年11月25日から一部改正の上、施行する。

この規程は、平成29年6月7日から一部改正の上、施行する。